

## 陸岸等からのまきえづり禁止区域

(1) 愛媛県海域において、愛媛海区漁業調整委員会指示により、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（陸岸等）からのまきえづりが禁止されている区域は、次のとおりです。

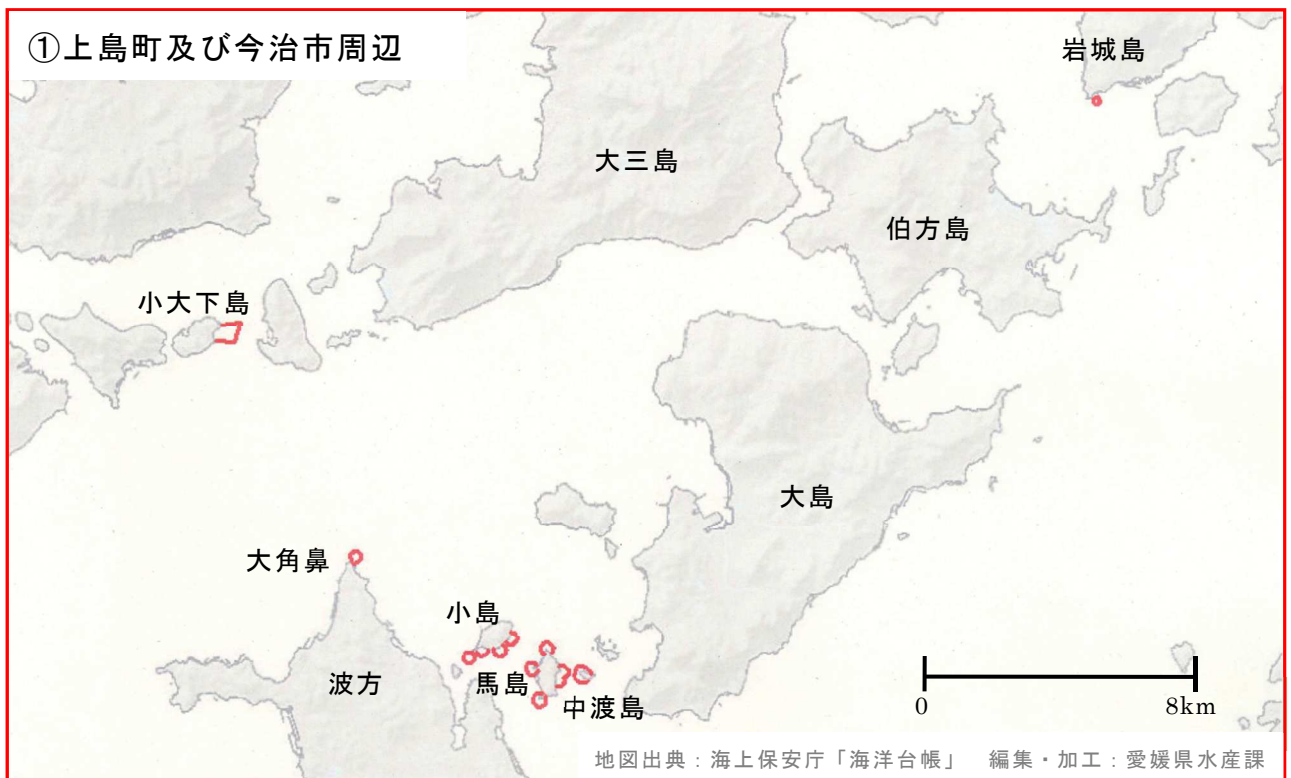
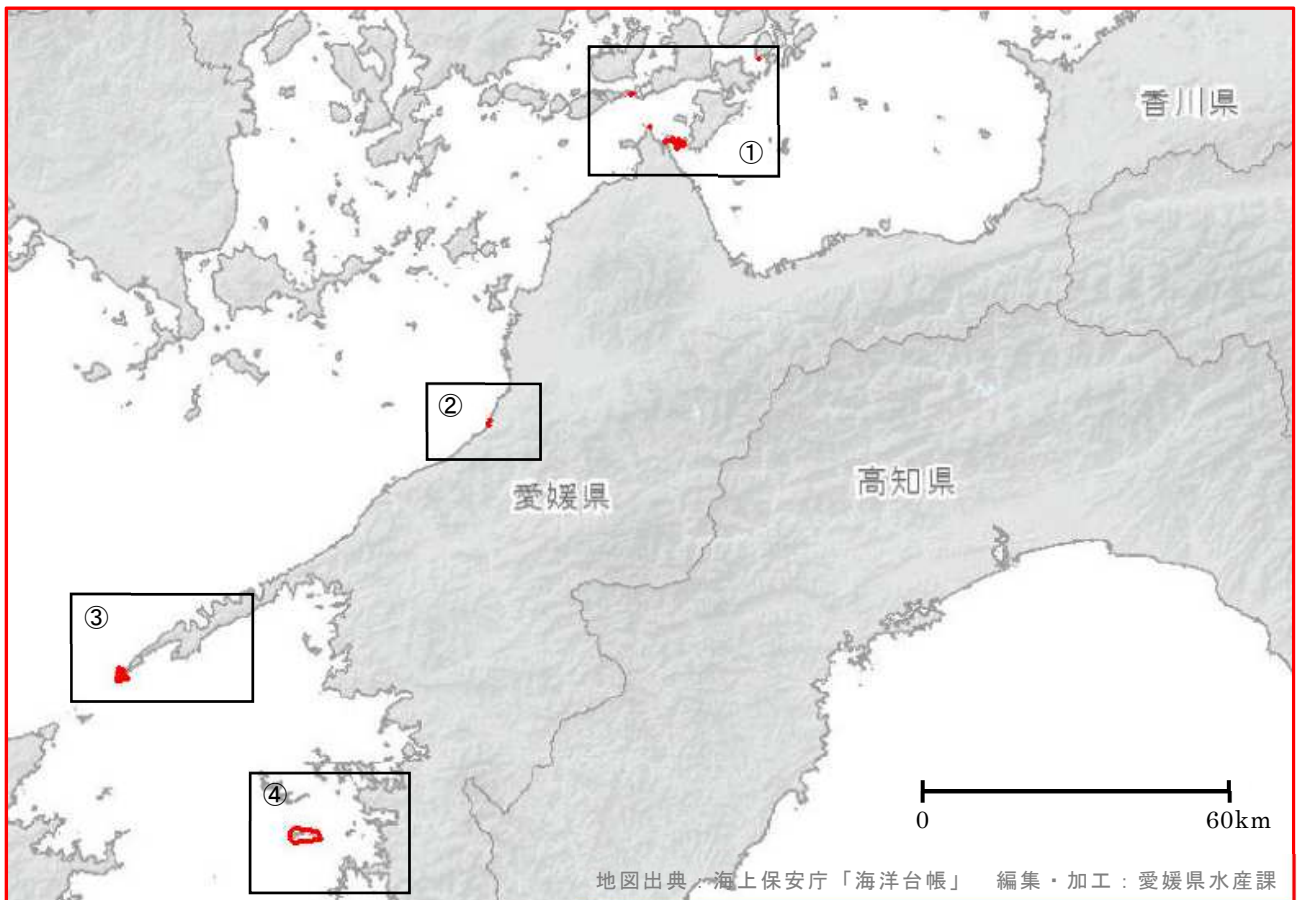
禁止区域の位置	禁止区域の範囲	備考
今治市小島地先	今治市小島ニツ岩灯台を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第51号
今治市小島地先	今治市小島ビワ首の標識を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第52号
今治市小島地先	今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第53号
今治市小島地先	今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第54号
今治市波方町大角鼻地先	アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町大角鼻 点 ア Aから今治市吉海町津島一ノ瀬鼻見通し90メートルの点	燧共第61号
越智郡上島町岩城島地先	アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町岩城島菰隠崎の東鼻 点 ア Aから越智郡上島町赤穂根島南西端見通し100メートルの点	燧共第97号
今治市馬島地先	今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径 150 メートルの線及びナガセ鼻を中心として半径 150 メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第114号
今治市馬島地先	今治市馬島渦ノ鼻を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第115号
今治市馬島地先	今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径150メートルの弧によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域）を除く。 基点 A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点 点 ア Aから253度15分449メートルの点 イ アから65度42メートルの点 ウ イから 155 度 7 メートルの点	燧共第116号

今治市馬島地先	今治市馬島洲ノ崎を中心として半径 150 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第117号
今治市吉海町中渡島地先	今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径 200 メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	燧共第118号
今治市関前小大下島明神地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 今治市関前村小大下島龍ヶ鼻 B 今治市関前村小大下島明神鼻 点 ア Aから今治市関前村大下島竹子の鼻見通し400メートルの点 イ Bから今治市関前村大下島黒鼻見通し 450 メートルの点	燧共第127号
伊予市地先	ウア、アイ及びイBの3直線とウB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 伊予市森黒磯岩 B 伊予市三秋と同市双海町高野川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから松山市由利島東端見通し180メートルの点 イ Bから山口県屋代島小泊見通し200メートルの点 ウ Aから松山市由利島東端見通し線の延長線と最大高潮時海岸線との交点	伊共第69号
西宇和郡伊方町正野地先	Aア、アイ、イウ、及びウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台 B 西宇和郡伊方町大島北端 点 ア Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点 イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し 500 メートルの点	伊共第114号
西宇和郡伊方町正野地先	Aア、アイ、イウ、及びウAの4直線と最大高潮時海岸線とによって、囲まれた区域 基点A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台 点 ア Aと西宇和郡伊方町正野高鼻とを結んだ直線の中央点 イ Aから大分県水の子灯台見通し1,000メートルの点 ウ Aから大分県関崎灯台見通し 1,500 メートルの点	宇共第2号

<p>宇和島市御五神島 地先</p>	<p>アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点A 宇和島市御五神島寝床岩南端  B 宇和島市御五神島寝床岩北端  C 宇和島市御五神島西北端（家前大石）  D 宇和島市御五神島大箸北端  E 宇和島市御五神島大箸南端</p> <p>点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点  イ Bから宇和島市蔭淵黒島南端見通し1,000メートルの点  ウ Cから0度1,000メートルの点  エ Dから0度1,000メートルの点  オ Eから150度1,000メートルの点</p>	<p>宇共第33号</p>
------------------------	--	---------------

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりは、愛媛海区漁業調整員会指示により、愛媛県海域では禁止されています。

○愛媛海区漁業調整委員会の指示により、陸岸や防波堤からまきえづりが 禁止されている区域は、次の図の赤く示した場所です。



②伊予市及び旧双海町境界付近



③佐田岬半島突端部周辺



④宇和島市御五神島周辺

日振島

横島

宇和島市

北灘湾

御五神島

0 8km

地図出典：海上保安庁「海洋台帳」 編集・加工：愛媛県水産課

